

5. 集会所施設

1) 設置基準

許可基準条例第4条に定める集会所施設は、以下により設置すること。(許可基準条例第4条、第5条関係)

- (1) 計画戸数(区画数)50戸につき集会所1箇所を基本とする。
- (2) 集会所用地及び施設の規模は、計画戸数(区画数)50戸につき敷地面積100㎡以上、建築面積40㎡以上を基本とし、計画戸数に応じ次の基準で設置すること。

計画戸数(区画数)	敷地面積(㎡)	施設面積(㎡)
50～80 戸	100 ㎡以上	40 ㎡以上
81～150 戸	150 ㎡以上	60 ㎡以上
151～220 戸	200 ㎡以上	80 ㎡以上

- (3) 市及び地元自治会等との協議により、複数の集会所を設置することとなった場合の施設の規模については計画戸数(区画数)を集会所設置数で除した数による前(2)の基準とすること。
- (4) 市及び地元自治会等との協議により、新たな集会所が不要となった場合は、設置しないことができるものとする。また、計画戸数(区画数)が50戸に満たない場合であっても、新たに区等が発足する場合等には、設置について市及び地元自治会等と協議すること。

2) 構造・間取り・備品

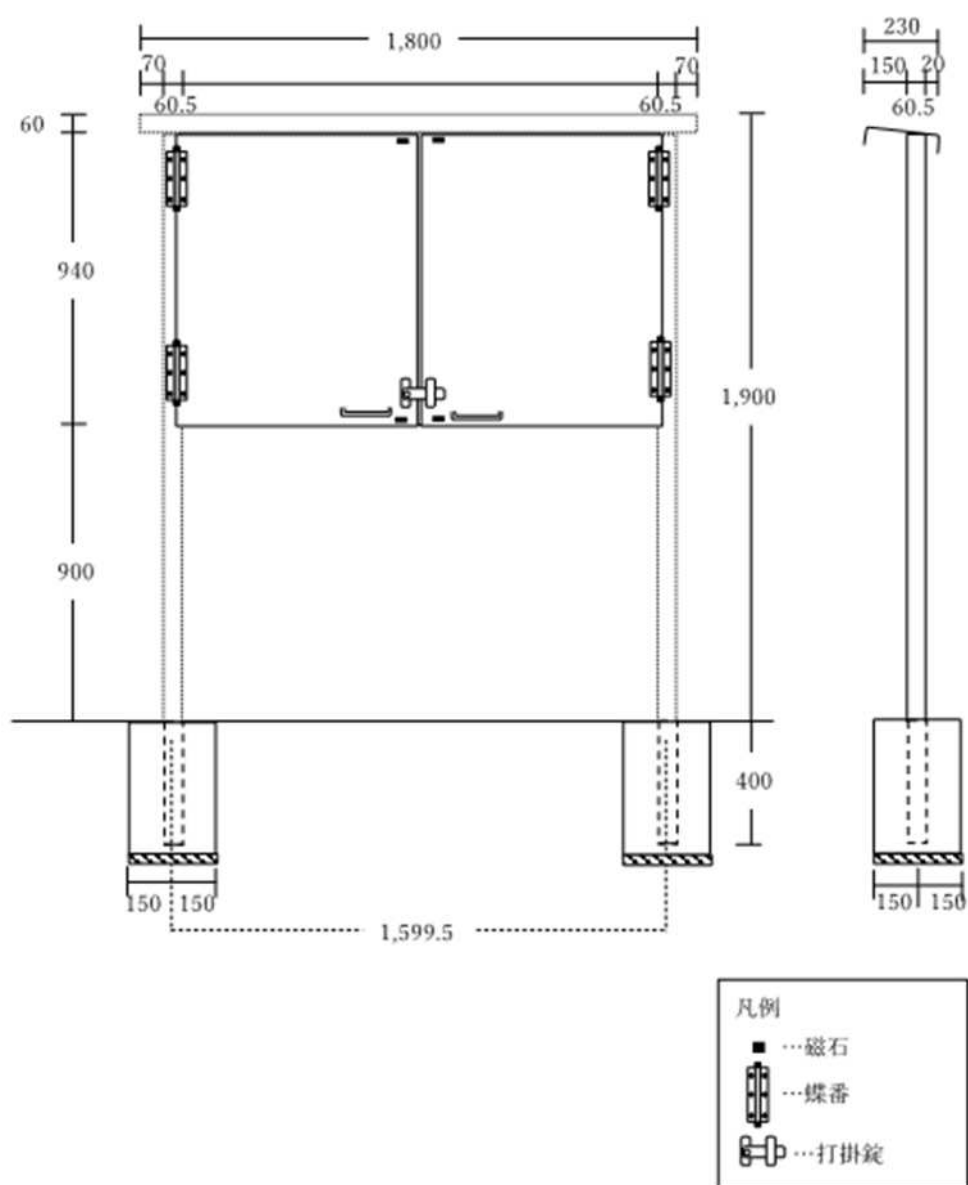
- (1) 集会室は、可動間仕切り等により分割して使用できる構造とすること。
- (2) 原則として平屋建てとし、京都府福祉のまちづくり条例の基準に基づいたスロープ・手すりの設置、バリアフリー化等、高齢者や障がい者の利用に配慮すること。
- (3) 集会室のほか、原則として次の付帯施設を設置すること。
 - 1 トイレ
 - 2 押入れ
 - 3 収納庫
 - 4 キッチン・湯沸室
- (4) 座布団、机等備品の整備について、市及び地元自治会等と協議すること。

3) 掲示板

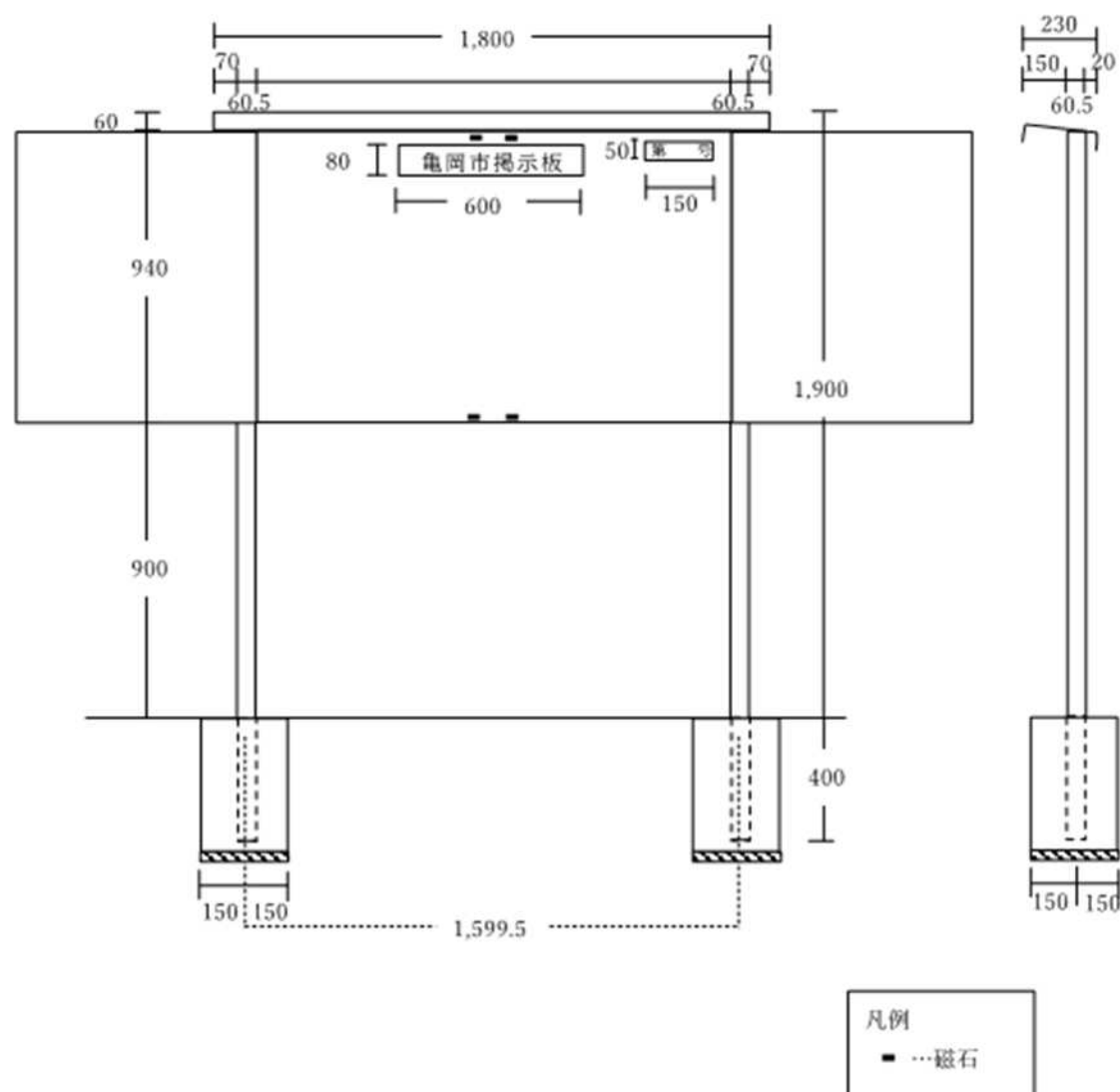
掲示板の設置については、計画戸数(区画数)50戸につき1箇所を基本とする。但し、計画戸数(区画数)が50戸に満たない場合であっても設置する場合があるため、設置について市及び地元自治会等と協議すること。

設置場所については、できる限り公共施設用地(集会所、公園等)を選定し、交通の妨げや住家の障害とならないよう、周囲の環境との整合性を図れる場所とし、設置にあたっては各施設管理者と協議が完了したうえで設置すること。

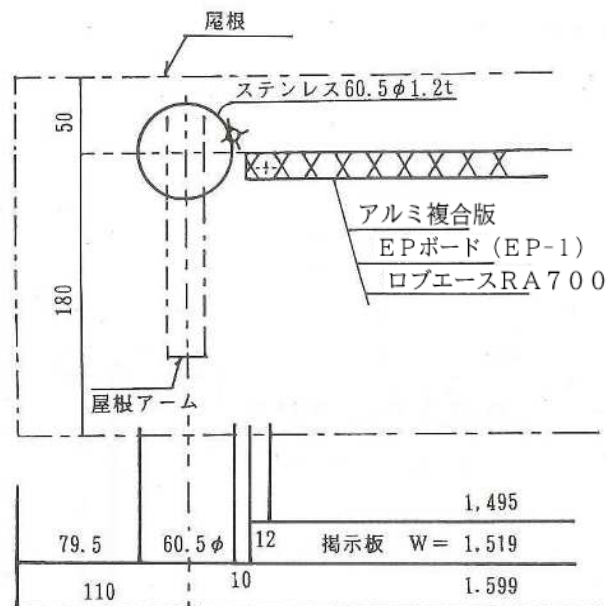
また、市及び地元自治会等との協議により、新たな掲示板の設置が必要ない場合は、別途、既設掲示板の改修等について市及び地元自治会と協議するものとする。



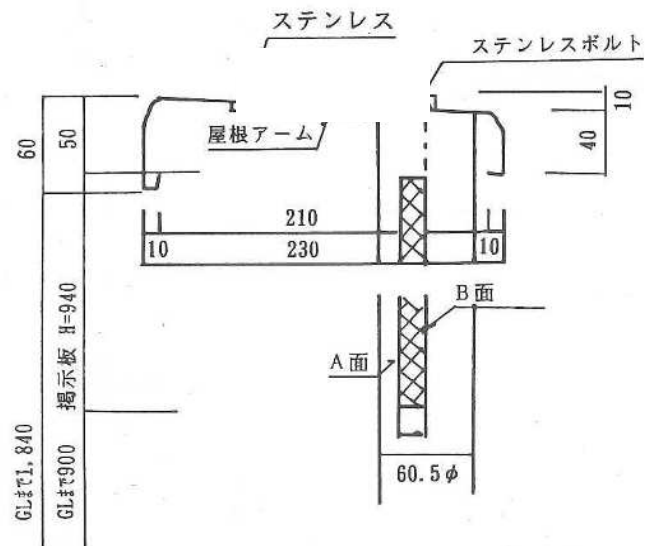
立面図 (mm)
(扉カバーが閉じている状態)



立面図 (mm)
(扉カバーが開いている状態)

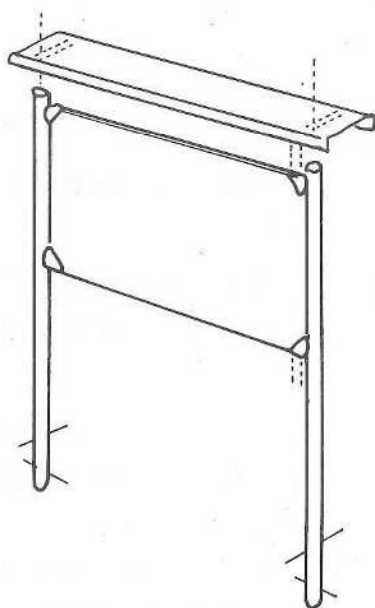


平断面図



立断面図

組立て図



亀岡市揭示板

第 号

材質等の表示(例示)

名称	材質等
掲示板 (3重構造)	表 ロブエースRA700(ライトグレー色) 中 EPボード(EP-1) 5.5 mm厚 裏 アルミ複合版 3.0 mm厚(白色)
掲示板枠	ステンレス 厚さ1mm 高さ 940mm×幅 1,519mm×奥行 17mm
屋根	ステンレス 厚さ1mm 高さ 60mm×幅 1,800mm×奥行 230mm
脚	ステンレス 厚さ1.2mm 直径 60.5mm×長さ 2,300mm 2本
文字板(A) (銘板)	アクリル製プレート(色 白地に黒文字) 厚さ1mm×高さ80mm×幅 600mm (掲示板に貼り付けて固定する。)
文字板(B) (番号板)	アクリル製プレート(色 白地に黒文字) 厚さ1mm×高さ 50mm×幅 150mm (掲示板に貼り付けて固定する。)
カバー扉	ポリカーボネート (透明) 厚さ3mm×高さ900mm×幅750mm 2枚

※ただし、同等品以上であり、自治防災課が認めれば別素材でも可とする。

6. 環境衛生

(1)事業者は、亀岡市環境基本条例及び亀岡市循環型社会推進条例を遵守し、環境の保全及び廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

(2)事業者は当該開発区域内におけるし尿の処理については、次の各号により計画すること。

- ①公共下水道方式
- ②地域下水道方式
- ③浄化槽方式
- ④汲取方式

公共下水道方式により処理する場合は、あらかじめ亀岡市下水道事業担当課と協議しなければならない。なお下水道施設の設置は、『亀岡市公共下水道全体計画』に基づき計画し、事業者において行うこと。地域下水道方式により処理する場合は、別途協議を行う。

浄化槽方式により処理する場合は、監督官庁の定める形式基準によるものとし、維持管理の方法及び責任者について明確にし、事業者又は使用者において適切に維持管理を行うこと。汲取方式の場合は、別途協議を行う。

(3)ごみ収集は、ステーション方式とし、ごみ集積施設については、施設管理者の指示に従い収集作業に適した位置に、燃やすしかないごみ・埋立てるしかないごみ・資源ごみ等を適正に分別収集できるよう設置しなければならない。なお、その構造等については、「7. ごみ集積施設」によるものとする。

(4)100戸(区画)程度以上の開発規模のものについては、入居1箇月前までに入居計画を市長に提出するものとする。

7. ごみ集積施設

1) ごみ集積施設設置基準

許可基準条例第4条に定めるごみ集積施設は、原則、以下により設置すること。(許可基準条例第4条関係)

(1) 燃やすしかないごみ

設置基準	25 戸(区画)に 1 ヶ所
敷地面積	3 ㎡以上
間口	2m以上
奥行き	1m以上

※25戸(区画)未満の場合は、既存のステーションを利用することで、地元自治会等の同意を得ること。

なお、地元自治会等の同意が得られない場合は、別途施設管理者と協議することとする。

(2) 埋立てるしかないごみ・資源ごみ(燃やすしかないごみ併設含む)

設置基準	50 戸(区画)に 1 ヶ所
敷地面積	6 ㎡以上
間口	2m以上
奥行き	1.5m以上

※50戸(区画)未満の場合は、既存のステーションを利用することで、地元自治会等の同意を得ること。

なお、地元自治会等の同意が得られない場合は、別途施設管理者と協議することとする。

2) ごみ集積施設設置構造

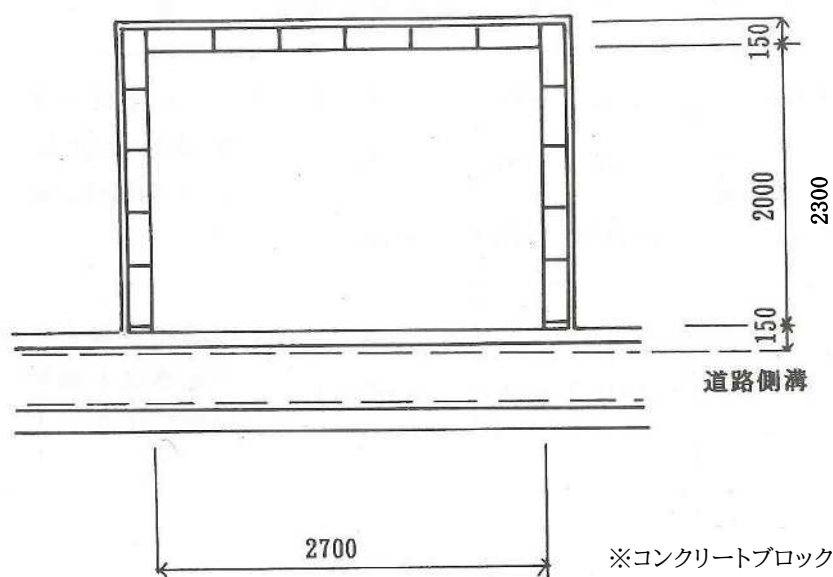
- (1) ごみ集積施設外周(入口面を除く)は、原則3面で高さは1m程度の化粧ブロック又は茶色塗装のブロック造の塀を設置し、周囲にごみが散乱しないようにすること。
- (2) 敷地はコンクリートにて敷打ちし、2%程度の排水勾配をつけること。
- (3) 原則として、幅員6m以上の道路に間口が面している場所とすること。
- (4) 収集車両が前進で横付け停車でき、収集作業の安全が確保できる平坦な場所に設置すること。
- (5) 道路交通法に抵触することなく、ごみ収集車のごみを収集できる場所であることなど、周辺の交通安全上支障がないこと。

3) ごみ集積施設の維持管理等について

ごみ集積施設を設置する土地について、施設の清掃、維持管理は関係住民(利用者等)が行うものとする。集合住宅の場合は、建築敷地内に設置することを認めるが、収集車が敷地内に進入しなければならないときは、収集車が安全に転回できる空地を確保すること。

ごみ集積施設標準図 (6 m³)

主体 コンクリートブロック (JIS製品)
 ϕ 9mm鉄筋入



※コンクリートブロック W=150mm

※敷地境界から離隔 50mm

